主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について

所論の点に関する事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、その過程に所論の違法はない。右の事実関係のもとにおいて、上告人と被上告人との間に出生した秀の親権者を被上告人と定めるのが相当であるとした原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

なお、本件上告の申立は、記録によれば、離婚請求を認容すべきものとした原判 決に対しその附帯処分の一つである親権者指定に関する部分に限定してされたもの であるが、このような上告の申立も、これを不適法として許されないものとすべき 実質的、合理的な理由はないから、適法なものというべきである。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	滕	正	己
裁判官	安	岡	滿	彦
裁判官	長	島		敦